

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドン・キホーテ奈良桜井大福店

所在地 桜井市大字大福一〇五九ほか二六筆

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 危機管理課

(一) 交通対策

中和幹線及び店舗に隣接する道路から車両が店舗敷地へ進入退出する際、車両運転手が歩道の歩行者に対し注意して進入退出等を行うよう注意喚起対策を講じること。

また、当該駐車場等の安全確保のため各駐車場枠に車止めの設置等の対策を講じること。

(二) 防犯（犯罪抑止）対策

店内及び当該駐車場等における防犯（犯罪抑止）対策として、警備員の巡回に加え、防犯カメラ設置等の対策を講じること。

2 環境総務課

(一) 地元区長をはじめ近隣関係住民と事前に立地の協議を行い、後日苦情がないよう了解を得ること。

また、諸手続後、開発（建築）工事及び竣工後の店舗営業等に際して騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守し万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守し、適正に処理すること。

3 施設課

(一) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者自ら処理すること。

なお、桜井市グリーンパークに搬入する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第七条及び第四十八条に基づき再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届を環境部に提出すること。

(2) 可燃物、不燃物及び資源物に分別し、廃棄物の減量に努めること。

(3) 廃棄物保管場所については、充分かつ適正に収納できる容量（生ごみ及び可燃物は、三日分以上）を設けること。

(4) 粗大ごみや資源物は、自己処理すること。

(5) 土曜日、日曜日及び祝祭日は、搬入を行わないこと。

(二) 産業廃棄物については、関係機関との調整及び関係法令等に基づき適正に処理すること。

4 土木課

(一) 水害対策及び排水

排水の放流については、水利権者の同意を得ること。流量計算を適切に行い、水害の防止に努め内容を水路管理者に報告すること。

(二) 交通対策

市道大福新道線について、車等が停滞することのないように交通対策を講じること。

また、出入口を設けることについては地元の説明し了解を得ること。後日、地元から苦情及び申入れがあった場合は誠実に対応すること。

さらに、道路形態を変更する場合は、桜井市道の構造基準に関する条例及びそれに関する法令等に準じ、奈良県警とも協議し、その結果を道路管理者に協議及び報告すること。

店舗南側の里道及び水路についても利用形態等を管理者及び地元と協議し了解を得ること。

(三) 道路・水路等への影響

当該行為により公共施設等に損害を与えたときは、施設管理者の指示により復旧すること。

また、道路上に土砂等が飛散することのないよう十分注意し、万一土砂等が飛散したときは、直ちに撤去し清掃すること。

道路、水路等公共施設の構造等を変更する場合は、関係法令に基づき許可を受

けること。

5 都市計画課

出店に当たっては、都市計画法、景観法、奈良県屋外広告物条例等に基づいて必要な手続を行うこと。手続に当たっては、都市計画課担当職員と事前に協議を行い、その指示に従うこと。

6 農林課

既存の道路、水路等の保全に努め、隣接農地に被害を及ぼさないよう十分に注意し、もし被害があった場合は、責任をもって補償し、一切の迷惑をかけないこと。

7 教育委員会事務局総務課

大福小学校から近いため、児童の往来が頻繁にあることが予想される。そのため車両出入口付近には交通誘導員を配置し、付近を通る児童には特に注意を払う等安全対策の徹底を図ること。

また、騒音、振動及び塵埃がないよう注意し、あらかじめこれらが発生することが予想される場合は、事前に学校長と協議を行うこと。

8 教育委員会事務局学校教育課

当該店舗所在地は、大福小学校及び桜井西中学校区内であり、児童生徒が付近を通行する可能性があるため、従業員の通勤車両及び搬出入車両の運行や来客車両の誘導等には十分注意し、安全の確保を図ること。

また、大福小学校の校舎が付近にあることから、学校運営の妨げにならないように、音等が聞こえることのないよう配慮し、青少年の健全な成長を阻害し非行を誘発するおそれのある図書類、玩具、刃物類又は広告物を青少年に販売や表示をしないよう努めること。

また、夜間、買い物目的以外で集合する等、青少年健全育成の妨げとなるようなことが起こらないように努めること。

9 教育委員会事務局文化財課

計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である大藤原京関連遺跡の範囲内に位置するが、文化財保護法に基づく届出は提出済みであり、事前の発掘調査も完了しているため、特に問題はない。

10 農業委員会事務局

店舗計画地に農地が存在するため、農地法に基づく所定の手続をすること。

既設の道路や水路等の保全に努め、隣接農地に被害を及ぼさないよう十分に注意し、もし被害があった場合は、責任をもって補償し、一切の迷惑をかけないこと。

11 下水道課

汚水の公共下水道への接続については、下水道課係員と協議を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年十一月十八日から同年十二月十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除き
ます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで